

佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金

Q&A 目次

1 目的関係

- Q1 「チャレンジ」には何か基準のようなものが設けられているのか。
- Q2 「チャレンジ」して取り組もうと考えている計画が業界内で既に取り組まれている取組でも補助対象事業になるのか。
- Q3 支援する中小企業者は、コロナ感染症による社会経済の変化に対応するための事業変革に挑む企業とされているが、具体的にどのような事業を考えているのか。

2 補助対象者

- Q4 2020 年のコロナ禍の中で創業したが、創業間もない企業も補助対象事業者になるのか。
- Q5 NPO 法人が補助対象事業者から除外されているがどういう意味か。
- Q6 フリーランスで活動しているが補助対象事業者となれるのか。
- Q7 現在、農業を営んでいるが、生産物を加工して販売しようと考えているが、農業者も補助対象事業者となれるのか。
- Q8 大企業の子会社は補助対象事業者となれるのか。
- Q9 県内に工場はあるが、本社が県外の場合も補助対象事業者となれるのか。
- Q10 中小企業者等に大企業が株式又は出資している場合、どの割合になれば除外されるのか。補助金交付申請書様式第 1 号（第 8 条関係）4 事業実施計画書の「みなし大企業」とはなにか。また、確認はどのようにするのか。
- Q11 複数の企業同士の連携は、相手が大企業や県外の中小企業でも可能か。
- Q12 業種によって補助要件は異なるのか。また、補助対象事業の要件はどうなっているか。
- Q13 暴力団、暴力団員等でないことの確認はどのようにするのか。

3 申請

- Q14 「新商品（新役務）」にはどのような取組が考えられるのか。
- Q15 「販路開拓」にはどのような取組が考えられるのか。
- Q16 「デジタル化」にはどのような取組が考えられるのか。
- Q17 「新分野展開」にはどのような取組が考えられるのか。
- Q18 「事業転換」にはどのような取組が考えられるのか。
- Q19 「業種転換」にはどのような取組が考えられるのか。
- Q20 「業態転換」にはどのような取組が考えられるのか。
- Q21 県内に本店、支店、営業所など複数の施設を有しており、それぞれ異なる補助対象事業を実施したいが、それぞれの施設が独立して申請できるか。
- Q22 2 つの事業に取り組みたいが申請は 2 件になるのか。
- Q23 申請は先着順で採否が決定されるのか。

- Q24 申請時に添付する見積書は1社でいいか。
- Q25 県外から購入することはできるのか。
- Q26 申請書の内容は途中で変更できるのか。
- Q27 申請書の内容は途中で中止できるのか。また、それまでに支出した経費は補助事業として補填してくれるのか。
- Q28 事業完了期限内に適切に契約した取引に係る経費を期限後に支出した場合、当該経費は対象になるのか。
- Q29 売上高の比較について交付要綱によると「連続する6ヵ月のうち、任意の3ヵ月の合計売上高が、コロナ以前（2019年1月1日から2020年3月31日）の同3ヵ月の合計売上高と比較して10%以上減少」となっているがどういうことか。
- Q30 今回のコロナによって給付された各種コロナ給付金は、売上額に含めるのか。
- Q31 認定経営革新等支援機関等は事業所の所在地域にある機関でなければならないのか。
- Q32 「補助金交付申請書」の「6資金調達内訳」は「税抜き」か「税込み」か。
- Q33 「補助金交付申請書」の「認定支援機関又は金融機名」欄は必須か。
- Q34 郵送の場合は、郵便局で消印が記されるが、「宅配便」の場合、公募期限に到着したかどうかをどのようにして確認するのか。
- Q35 国の「事業再構築補助金」に申請しようと考えているが、補助金交付要綱第6条第4項に当該事業において対象経費とされている場合はこの補助金の補助対象とすることはできないと規定されるのでこのチャレンジ支援事業には申請できないということか。
- Q36 相見積もりは申請段階から添付が必要か。
- Q37 下限50万円を下回る事業でも申請できるか。
- Q38 事業実施計画書の計画内容を更に説明するために関係資料を附けたいと考えているが分量に制限はあるのか。
- Q39 事業実施計画策定には、SWOTが必要か。
- Q40 財産を取得した場合は、「取得財産管理台帳」を備えて管理しなければならないことになっているが、この場合の「財産」はどのようなものを指すのか。
- Q41 申請書は何部必要か。
- Q42 他の補助金に係る交付決定を受けていても申請は可能か。
- Q43 10万円以上の契約の場合、2者以上の見積徴収が困難又は不適当である場合は、単独随意契約ができるとあるが、徴収が困難又は不適当である場合とは、どんな場合か。
- Q44 申請書の事業の目的は、どのように記載したらいいか。
- Q45 申請書の事業計画名は、どのように記載したらいいか。
- Q46 申請書の内容は途中で変更できるのか。変更承認申請（様式第2号）の本文で「金〇〇〇円」の減額承認を受けたいので、とあるが増額変更は認めるのか。また、増額変更を認める範囲はどこまでか。

- Q47 補助事業を中止した場合も、交付決定の全部又は一部を取り消すのか。
- Q48 補助金申請前に支出した経費は対象になるのか。
- Q49 事業完了期限内に適切に契約した取引に係る経費を期限後に支出した場合、当該経費は対象になるのか。
- Q50 補助事業が予定期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに会長に報告してその指示を受けることとされているが、指示の内容はどのようなものが考えられるか。
- Q51 中止及び廃止とは何か。
- Q52 複数の企業による新たなビジネスの創出に取り組む場合は、様式1号別紙（第8条関係）を添付するのか。

4 補助対象

- Q53 汎用性のある自動車や機器などが補助対象外となっているが、キッチンカーの購入も補助対象外になるのか。
- Q54 キッチンカー以外でどういった車両の購入が補助対象となるのか。
- Q55 補助金交付決定された場合には、7月6日以降に発生した経費についても補助対象経費として認められることになっているが、7月6日以降には発生する経費の基となる契約等は7月6日以前に締結等したものでもいいのか。
- Q56 交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。
- Q57 認定経営革新等支援機関や金融機関への報酬は対象か。
- Q58 消費税は対象になるのか。また、交付要綱第8条第4項には交付申請時に仕入れ控除減額して申請することとなっているが、仕入控除税額がある場合には、どのように申請すればよいか。
- Q59 補助対象経費の機械装置・システム構築費として専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築・借用に要する経費が認められているが、対象外経費として「汎用性があり、目的外使用になり得るものとして、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末等の購入費掲げられている。デジタル化による情報システムの構築のためのパソコン等の購入は働き方改革や生産販売の効率化の達成の目的に合致し、補助要件に該当するのではないか。
- Q60 機械装置・システム構築等の借用（リース・レンタル）の事業実施期間を1月31日で設定した場合、1月分の借用料は翌月払いとなるが未払金として完了実績報告書に計上できないか。

5 支払い

- Q61 補助金の先払いは可能か。
- Q62 補助金はいつ頃支払われるのか。
- Q63 支払いはクレジットカードでも可能か。

- Q64 支払い書類はレシートでもよいか。
- Q65 小切手や手形で支払ったものは対象か。
- Q66 事業実績報告書に領収書の添付は必要ですか。
- Q67 補助事業の完了した日とは、事業が完了し、それにかかる経費の支払いが終った日となるのか。

1 目的関係

Q1 「チャレンジ」には何か基準のようなものが設けられているのか。

今回の事業の特徴は、意欲的な取組、いわゆる新たな取組への「チャレンジ」がポイントです。

これまで、様々な機会を捉えて研究等してきた取組が様々な事情で躊躇せざるを得ない状況の中、今回の支援事業を背中を押してくれる機会と捉え、事業の変革に挑むような思いで新たな事業にチャレンジする意欲的な中小企業等を支援することを目的としています。

事業の実施に関して統一した基準といったものは設定していません。申請者自身にとって当該事業実施計画がいかにチャレンジ精神に溢れた計画となっているかが重要です。

Q2 「チャレンジ」して取り組もうと考えている計画が業界内で既に取り組まれている取組でも補助対象事業になるのか。

経営の状況に関し「現状・課題」を整理されて、課題解決等のために必須な取組が仮に業界で既に実施されている取組であっても申請者にとって新たな取組であり「チャレンジ」する取組となっているのであれば当該計画を否定等するものではありません。

Q3 支援する中小企業者は、コロナ感染症による社会経済の変化に対応するための事業変革に挑む企業とされているが、具体的にどのような事業を考えているのか。

補助の対象となる事業は、1新商品（新役務）の開発又は提供、2販路開拓・売上向上、3デジタル化による生産性向上、4複数の企業による新たなビジネスの創出、5新分野展開、6事業転換、7業種転換、8業態転換、9事業再編とし、それぞれ意欲的な取組について支援を行うこととしています。

なお、具体的な要件については、交付要綱第5条に示しているとおりです。

2 補助対象者

Q4 2020年のコロナ禍の中で創業したが、創業間もない企業も補助対象事業者になれるのか。

2019年1月1日以降2021年3月31日までに創業された事業者も補助対象事業者になります。

Q5 NPO法人が補助対象事業者から除外されているがどういう意味か。

経営を取り巻く環境が急速に変化していく中、加えて今回の新型コロナ感染症拡

大はその変化の速度を加速化させる状況にあります。このため、県内中小・小規模企業等は難しい舵取りに直面している状況ですが、こうした中でも本県経済基盤を支える県内中小・小規模企業等がこうした厳しい経営環境を打ち破る取組が本県経済の更なる振興発展に繋がるところです。

こうしたことから、今回の事業では、本県経済基盤に直接関わる中小・小規模企業等を支援するための事業としているところです。

Q6 フリーランスで活動しているが補助対象事業者となれるのか。

個人事業者に該当する方は対象事業者となります。

Q7 現在、農業を営んでいるが、生産物を加工して販売しようと考えているが、農業者も補助対象事業者となれるのか。

農業者であっても「補助金交付要綱」第2条に規定する「業種」を実施中、あるいは実施しようとされる方は、補助対象事業者となります。

Q8 大企業の子会社は補助対象事業者となれるのか。

法人として別に登記がなされていれば対象事業者となります。ただし、「みなし大企業」は補助対象事業者となることができませんのでご注意ください。

Q9 県内に工場はあるが、本社が県外の場合も補助対象事業者になれるのか。

補助対象事業者になります。

Q10 中小企業者等に大企業が株式又は出資している場合、どの割合になれば除外されるのか。補助金交付申請書様式第1号（第8条関係）4事業実施計画書の「みなし大企業」とはなにか。また、確認はどのようにするのか。

要綱第3条第1項（1）①②の場合をいいます。このほか同③には役員総数についても大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の1／2以上を占めている中小企業者は対象となりません。これら①②③をそれぞれ「みなし大企業」と言います。

また、確認は、様式第1号（第8条関係）4事業実施計画書「みなし大企業であるかどうか」のチェック欄の記入により確認します。

Q11 複数の企業同士の連携は、相手が大企業や県外の中小企業でも可能か。

相手が大企業（みなし大企業を含む）の場合は補助対象事業者にはなれません。県外の中小企業の場合は、佐賀県内に所在する事業所が相手方であれば補助対象事業者

になることができます。

Q12 業種によって補助要件は異なるのか。また、補助対象事業の要件はどうなっているか。

業種による補助要件に相違はなく、補助対象者については、要綱第2条に示しています。①会社・個人の補助要件となる資本金等の額、従業員数については、別表のとおりです。（要綱第2条表参照）

Q13 暴力団、暴力団員等でないとの確認は、どのようにするのか。

補助金交付要綱 別紙1の誓約書を提出してもらいます。確認の必要がある場合は、佐賀県を通じ、県警本部に確認することになります。

3 申請

Q14 「新商品（新役務）」にはどのような取組が考えられるのか。

新商品（新役務）開発は、商品若しくはサービスの価値をどのように提案すれば消費者等にその価値を評価してもらえるかを意図して行う行為と考えられます。そういう視点から具体的に例示すると以下のようなことを新商品（新役務）開発と考えています。

- ① 過去の同種の商品若しくはサービスに比べて性能・効用が良い。
- ② 過去の似たような商品若しくはサービスに比べて新しい機能・役務の提供が付いてこれまでできなかったことができる。
- ③ 他の商品若しくはサービスとの連携によりこれまでできなかったことができる。
- ④ 他の商品若しくはサービスとの関係により新しい価値が見いだせる。

Q15 「販路開拓」にはどのような取組が考えられるのか。

販路開拓は、自社の商品・サービスを売るための「販売ルート」や「販売先の経路」を新たに見つけ出すことと考えられます。

こうした経路としては、基本的に商品を「知ってもらうための経路」と「具体的に販売するための経路」があると考えています。

具体的には以下のようないくつかの経路を考えています。

- ① 知ってもらうための経路
 - TV-CMなどのマスメディア広告や看板設置、SNSの活用、動画など
- ② 具体的に販売するための経路
 - 展示会、ECサイト開設、TVショッピングなど

Q16 「デジタル化」にはどのような取組が考えられるのか。

デジタル技術を活用することを通じて生産性や働き方改革が実現する等のための意欲的な取組を考えています。

具体的には、AI、IoT、画像認識等の活用により生産過程を自動化、無人化することで省力化し生産性の向上を図る等が考えられます。

また、社内をネットワーク化すること、あるいは外部から社内にアクセスできることで業務の効率化を実現すること等を考えています。

Q17 「新分野展開」にはどのような取組が考えられるのか。

新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより新たな市場に進出する、例えば、日本料理店が新たにオンラインによる料理教室を始めた場合、オンライン教室を始めたことで新たな市場への進出が実現するといった取組を考えています。

しかし、単純に従来の顧客がこれまでの商品等の代わりに新商品を購入するといった状況では、新たな市場に進出したことにはなりません。

Q18 「事業転換」にはどのような取組が考えられるのか。

新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより新たな市場に進出する、例えば、日本料理店が焼肉店を新たに開業するといった、日本標準産業分類中の細分類相互に事業転換する必要があります。

これを製造業で考えると、細分類でプレス加工金型を製造している企業が新たに産業用ロボット製造業に事業転換するような取組が考えられます。

Q19 「業種転換」にはどのような取組が考えられるのか。

新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより新たな市場に進出する、例えば、賃貸業であるレンタカー事業を営んでいる事業者が、新たにファミリー向けに貸切ペンションを経営するといった、日本標準産業分類中の大分類相互に業種転換する必要があります。

これを製造業で考えると、生産用機械の「製造業」を営んでいる事業者が、「情報通信業」に業種転換するような取組が考えられます。

Q20 「業態転換」にはどのような取組が考えられるのか。

業態転換は、製造品の製造方法等を相当程度変更することを言います。過去に実績がない方法で製品等を製造等することにチャレンジする取組を考えています。具体的に例えば、サービス業でヨガ教室を経営していたところ、コロナを機にサービスの提供方法を変更すべく、店舗での営業を縮小して、オンラインサービスを新た

に開始するといった取組です。

これを製造業で考えると、健康器具を製造していた製造業者が、AI・IoT技術を活用して製造プロセスを省人化し、より付加価値の高い健康器具を製造するといった新たな製造方法に転換する取組が考えられます。

Q21 県内に本店、支店、営業所など複数の施設を有しております、それぞれ異なる補助対象事業を実施したいが、それぞれの施設が独立して申請できるか。

今回の制度は、中小企業等の独立した法人たる企業等のチャレンジを支援していくこうという趣旨で制度創設されたものです。従って、できるだけ多くの中小企業等に活用していただけるよう 1 社当たり 1 申請としています。

Q22 2つの事業に取り組みたいが申請は2件になるのか。

2つの事業に関連性がない時は、「補助金申請書」は個別に 2 件作成することになります。ただし、同一事業者からの申請は、採択される場合には 1 回までとなります。

他方、2つの事業に関連性があるときは、「補助金申請書」は 1 件として作成することになります。

Q23 申請は先着順で採否が決定されるのか。

公募期限までに申請された申請書について、必要書類が添付されているか、事業の趣旨の合致しているのか等の審査を経て「審査委員会」で採否が決定されます。先着順で採否が決定されることはありません。

Q24 申請時に添付する見積書は1社でいいか。

見積額が 10 万円以上となることが見込まれる場合は、2 社以上の見積もりを添付してください。

Q25 県外から購入することはできるのか。

当該事業は、「佐賀県ローカル発注促進要領」が適用されます。従って、県内事業者を優先的に活用してください。県外の事業者から調達するときは、発注等の前にあらかじめ「補助金交付要綱」第 11 条の規定に従い「理由書」を提出してください。

Q26 申請書の内容は途中で変更できるのか。

変更する場合は、事前に「変更交付申請書」を提出し、変更承認を得ることが要件です。ただし、やむを得ない理由等で増額申請を希望される場合であっても予算の関係で対応できないことがあります。

Q27 申請書の内容は途中で中止できるのか。また、それまでに支出した経費は補助事業として補填してくれるのか。

中止することは可能です。事前に「中止申請書」を提出し、承認を得ることが要件です。それまでに支出した経費については、中止するに至った理由等審査のうえ判断することになります。

Q28 事業完了期限内に適切に契約した取引に係る経費を期限後に支出した場合、当該経費は対象になるのか。

期限を過ぎてから支払われた経費は、対象になりません。期限までに支出を含めて全て完了してください。

Q29 売上高の比較について交付要綱によると「連続する 6 カ月のうち、任意の 3 カ月の合計売上高が、コロナ以前（2019 年 1 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日）の同 3 カ月の合計売上高と比較して 10%以上減少」となっているがどういうことか。

まず、コロナ禍の 3 カ月について、2020 年 12 月以降の連続する 6 カ月の中、例えば 2021 年 1 月～6 月までの内で「1 月」「3 月」「4 月」を選択した場合、比較先の 2019 年 1 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日の間で、「1 月」を 2020 年 1 月、「3 月」を 2019 年 3 月、「4 月」を 2019 年 4 月を選択する等申請者で任意に選択することになるということです。

この場合の合計売上高は、コロナ後の 2021 年 1 月、3 月、4 月の売上高の合計とコロナ以前の 2020 年 1 月、2019 年 3 月、2020 年 4 月の売上高の合計額と比較しコロナ後が 10% 以上減少している場合に申請が可能となります。

Q30 今回のコロナによって給付された各種コロナ交付金は、売上額に含めるのか。

給付金が入った月の収入として売上額に含めます。

Q31 認定経営革新等支援機関等は事業所の所在地域にある機関でなければならないのか。

事業所の所在地域にある必要はありません。任意の機関にご相談ください。

Q32 「補助金交付申請書」の「6 資金調達内訳」は「税抜き」か「税込み」か。

「7 経費明細」の「事業に要する経費」を「税込み」としていますので、資金調達に係る「事業に要する経費」についても「税込み」で記載してください。

Q33 「補助金交付申請書」の「認定支援機関又は金融機関」欄は必須か。

認定支援機関は、中小・小規模企業を取り巻く厳しい経営環境の中で中小企業等に

対してより専門性の高い支援を行う意味から設置されています。そこで、今回の事業では、中小企業等の皆様の事業実施計画作成等が円滑に進むよう支援機関の支援を前提としています。この項目は、支援機関の担当者より記入してください。

Q34 郵送の場合は、郵便局で消印が記されるが、「宅配便」の場合、公募期限に到着したかどうかをどのようにして確認するのか。

宅配便については、宅配事業者が預かった期日（受付日）が公募期限当日になっていることを確認することをもって申請書が期限までに到着したものとみなします。

Q35 国の「事業再構築補助金」に申請しようと考えているが、補助金交付要綱第6条第4項に当該事業において対象経費とされている場合はこの補助金の補助対象とすることはできないと規定されるのでこのチャレンジ支援事業には申請できないということか。

国の「事業再構築補助金」に限らず、国や市町など他の自治体の補助金申請と重複する経費は補助対象経費として申請することができません。そのため同一事業であっても、補助対象経費としていない場合のみ、併用して申請が可能です。

Q36 相見積もりは申請段階から添付が必要か。

補助金交付申請書は、事業実施計画書とともに補助対象経費についても審査し、事業全体の審査を行っていきます。相見積もりは、そういう意味から審査に当たって大変重要な資料になりますので補助金交付申請される際には必ず添付してください。

10万円以上の売買、請負、その他の契約で2者以上の見積もりを徴収した場合も、2者分の見積書を添付してください。

Q37 下限50万円を下回る事業でも申請できるか。

申請できません。補助率は2/3であるため、少なくとも75万円以上の支出を伴う事業計画が必要です。

Q38 事業実施計画書の計画内容を更に説明するために関係資料を附けたいと考えているが分量に制限はあるのか。

今回の事業では、日常の厳しい企業経営の中で事業実施計画書に相当の時間と労力を要する様なことだと経営への影響からこの事業への取組を躊躇される等が懸念されることから、計画内容については要点を絞り、簡潔に記載していただくこととしています。補足資料について分量に制限を設けていませんが、こうした趣旨を加味されて添付されてください。

Q39 事業実施計画策定には、SWOTが必要か。

「公募要領」の中で事業実施計画作成に当たっては、強み・弱み、機会・脅威、事業環境等を踏まえることを記載していますが、厳密に SWOT の分析を求めるものではありません。自社が置かれている位置・足下をしっかりと見つめが必要との趣旨で SWOT に準じた用語を用いているところで、事業実施計画作成に当たってはこうした意味を加味されて作成してください。

Q40 財産を取得した場合は、「取得財産管理台帳」を備えて管理しなければならないことになっているが、この場合の「財産」はどのようなものを指すのか。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する財産を指します。

Q41 申請書は何部必要か。

申請書様式第 1 号については、6 部、添付書類は 1 部で、確定申告書別表 1 及び営業許可証は写しとしますが、その他のものはすべて原本を提出してください。

なお、提出書類は返却しません。従って、申請書の内容等について「チャレンジ補助金支援センター」からお尋ねすることができますので、申請者側でコピーを取るなど控えを保管してください。

Q42 他の補助金に係る交付決定を受けていても申請は可能か。

Q35 と同様に、国や市町など他の自治体の補助金申請と重複する経費は補助対象経費として申請することができません。交付決定を受けている事業であっても、補助対象経費としていない場合のみ、併用して申請が可能です。

Q43 10万円以上の契約の場合、2者以上の見積徴収が困難又は不適当である場合は、単独随意契約ができるとあるが、徴収が困難又は不適当である場合とは、どんな場合か。

特許品、特殊技術製品等でその取扱店が一店のみであり、事実上二人以上の者から見積書を徴することができないとき。（取扱店一店のため隨契）

購入しようとする物品と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いざれで購入してもその価格に相違がなく二人以上の者から見積書を徴することが無意味と認められるとき。（定価販売品につき隨契）

・物品の修繕等でその物品の購入店と契約する方が有利と認められるとき。（購入店と隨契）などの場合です。

Q44 申請書の事業の目的は、どのように記載したらいいか。

交付要綱第5条の補助対象事業①～⑨の中から今回実施する事業を選択して記入していただることになります。

Q45 申請書の事業計画名は、どのように記載したらいいか。

今回取り組む事業の概略がわかるような名称を記載してください。

**Q46 申請書の内容は途中で変更できるのか。変更承認申請（様式第2号）の本文で「金〇〇〇円」の減額承認を受けたいので、とあるが増額変更は認めるのか。
また、増額変更を認める範囲はどこまでか。**

事業内容及び補助金額に変更が生じた場合は途中でも変更承認申請を行ってください。

変更承認申請は、減額変更も増額変更も可能です。

増額変更の場合は、様式の減額を増額に修正して申請してください。

増額変更の範囲は、補助金額の上限額の範囲内までとしますが、予算の状況で増額できない場合があります。

Q47 補助事業を中止した場合も、交付決定の全部又は一部を取り消すのか。

補助事業期間内での一時的な中止は、その後事業を完了することとなりますので、交付決定の取り消しはありません。

中止した後に事業遂行が困難となって事業を廃止する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。

Q48 補助金申請前に支出した経費は対象になるのか。

令和3年7月6日以降に発生した経費については、採択審査の結果、採択となった場合は、補助金申請前に支出した経費は補助の対象となります。

Q49 事業完了期限内に適切に契約した取引に係る経費を期限後に支出した場合、当該経費は対象になるのか。

補助金交付要綱第7条で規定する事業実施期間は令和4年1月31日までとするとは、経費の支出まで完了することとしています。よって、期限後に支出した経費は補助対象経費には対象なりません。

Q50 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに会長に報告してその指示を受けることとされているが、指示の内容はどのようなものが考えられるか。

予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった状況等によって、事業の変更さらには中止、廃止に及ぶことからこれに伴う補助金の減額等の手続きが必要となってきますのでその内容を具体的に確認したうえで決定する必要があります。

Q51 中止及び廃止とは何か。

中止とは、事業を一時的に中断することを言い、廃止とは、今後、事業の実施が見込めない場合を言います。

中止の場合は、様式第3号により、廃止の場合は、様式第4号により、承認申請書の提出が必要です。

Q52 複数の企業による新たなビジネスの創出に取り組む場合は、様式1号別紙（第8条関係）を添付するのか。

要綱第5条の補助対象事業④に規定する「複数の企業による新たなビジネスの創出」の場合に、様式第1号別紙（第8条関係）を添付する必要があります。

この場合、代表事業者以外の共同参画事業者については、「郵便番号から「常時使用する従業員数」をもれなく、記入する必要があり、代表事業者以外の共同参画事業者が2者以上の場合には、様式を追加して、それぞれ記入するようお願いします。

4 補助対象

Q53 汎用性のある自動車や機器などが補助対象外となっているが、キッチンカーの購入も補助対象外になるのか。

使用目的が補助事業に遂行に必要なキッチンカーの購入・改造に係る経費については補助対象経費としています。ただし、要綱別表第1で定めのある補助対象外として例示の機器等は、汎用性の高さから一般的に日常の中で目的外使用可能されることが考えられ、補助対象外としていることから、キッチンカーの設備等は容易に取り外しができないものであることが求められます。

Q54 キッチンカー以外でどういった車両の購入が補助対象になるのか。

Q53のとおり、使用目的が補助事業の遂行に必要な車両の購入・改造に係る経費については、補助対象経費としています（例：福祉車両、保冷車など）。ただし、

営業車など汎用性の高さから一般的に日常の中で目的外使用可能なものについて
は、補助対象外としています。

**Q55 補助金交付決定された場合には、7月6日以降に発生した経費についても補助対象
経費として認められることになっているが、7月6日以降には発生する経費の基とな
る契約等は7月6日以前に締結等したものでもいいのか。**

補助対象経費として認めているものは、7月6日以降の契約等締結された経費です。
7月6日以前に締結等された契約等に伴い発生する経費は補助対象経費としては認め
られません。

Q56 交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。

当初予定していた設備が導入できなくなったなど、真に特別な事情が生じた場合に
は「支援センター」で検討うえ判断しますが、いずれにしても「支援センター」にご
相談ください。必要な場合は、「変更承認申請」の手続き経て承認が要件となります。

Q57 認定経営革新等支援機関や金融機関への報酬は対象か。

対象なりません。申請者でそれぞれの機関にご相談されてください。

**Q58 消費税は対象になるのか。また、交付要綱第8条第4項には交付申請時に仕入れ
控除減額して申請することとなっているが、仕入控除税額がある場合には、ど
うに申請すればよいか。**

消費税及び地方消費税については対象外経費となります。補助対象経費から消費税
を含まない金額で交付申請、実績報告を行ってください。

申請時に消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、補助対象経費より仕入控除税額
を引いた金額で申請してください。

また、申請時に消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、対象経費の金額を申
請してください。その場合は、実績報告までに補助対象経費の消費税額相当額を確定
させ、実績報告書にて、消費税額を含む対象経費から該当する仕入控除税額を引いた
金額で報告してください。消費税及び地方消費税の確定申告により仕入控除税額が明
らかになった場合、様式8号により速やかに報告してください。補助金と仕入控除が
重複する場合は、仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めますのでご注意ください。

Q59 補助対象経費の機械装置・システム構築費として専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築・借用に要する経費が認められているが、対象外経費として汎用性があり、目的外使用になり得るものとして、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末等の購入費掲げられている。デジタル化による情報システムの構築のためのパソコン等の購入は働き方改革や生産販売の効率化の達成の目的に合致し、補助要件に該当するのではないか。

補助要綱では、補助対象経費として機械装置・システム構築費について②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築・借用に要する経費を掲げています。一方、補助対象として認められない経費として、汎用性があり、目的外使用になり得るものとして事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具等の購入費について例示しています。

したがって、補助事業に遂行に必要なものとして事務用のパソコン、プリンタ等を整備し、「専ら補助事業のために使われるかどうか」により採択すべきかどうかを判断することになります。

Q60 機械装置・システム構築等の借用（リース・レンタル）の事業実施期間を1月31日で設定した場合、1月分の借用料は翌月払いとなるが未払金として完了実績報告書に計上できないか。

リース・レンタルについては補助事業実施期間中に要する経費が補助対象とされています。1月31日までのリース期間にかかる経費は額が確定しているものの、通常、1月分の使用料は会計処理上未払金として計上し、翌月に支払われることになりますが、補助対象経費は交付要綱別表第1に「補助事業実施期間内に支払いを完了したもの」と規定していますので未払金は補助対象経費に含めることはできません。

5 支払い

Q61 補助金の先払いは可能か。

先払い（概算払い）ができません。精算払いとしています。

Q62 補助金はいつ頃支払われるのか。

事業実績報告書を受理し、その後必要に応じて実地検査を行い、適正に事業が完了しているかどうかを審査することになります。適正に完了していることが確認され、額の確定通知を受けられて、補助金交付請求書を受領の後に補助金の支払いを行うことになりますが、以上の事務が順調に進むことを前提にすると一月以内には支払うことができるものと考えています。

Q63 支払いはクレジットカードでも可能か。

支払い方法は、銀行振込としてください。

Q64 支払い書類はレシートでもよいか。

レシートは認められません。購入店にて領収書を発行してもらってください。

Q65 小切手や手形で支払ったものは対象か。

対象外といたします。

Q66 事業実績報告書に領収書の添付は必要ですか。

事業実績報告書には、領収書又は支払いを証明する書類の添付が必要です。

また、経費の証拠書類（見積書、納品書、支払いを証明する書類等）とともに整備し、補助金交付年度終了後5年間保存しなければなりません。事業完了後、佐賀県監査委員会やチャレンジ補助金支援センターが抜き打ちでの実地検査に入ることもあります。

Q67 補助事業の完了した日とは、事業が完了し、それにかかる経費の支払いが終った日となるのか。

経費の支払いを完了する必要がありますので、お見込みのとおりです。